

# 石川県公報

平成 28 年 3 月 25 日 (金曜日)

号 外

(第 28 号)

## 目 次

人事委員会	
○地方公務員法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則	1
○行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則	13
○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	16
○石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則	17
○石川県職員の退職管理に関する規則	17
○石川県人事委員会事務局文書取扱規程の一部改正	21
○不利益処分についての不服申立てに関する規程の一部改正	21
○勤務条件に関する措置の要求に関する規程の一部改正	22

## 人 事 委 員 会

地方公務員法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石 川 県 人 事 委 員 会

### 石川県人事委員会規則第三号

地方公務員法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則

(営利企業等の従事制限に関する人事委員会規則の一部改正)

第一条 営利企業等の従事制限に関する人事委員会規則(昭和二十六年石川県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

営利企業への従事等の制限に関する規則

第一条中「基き」を「より」に、「営利企業等の従事制限」を「営利企業(法第三十八条第一項に規定する営利企業をいう。次条において同じ。)への従事等の制限」に改める。

第二条中「左」を「次」に改め、同条第一号及び第二号中「営利を目的とする私企業」を「営利企業」に改める。

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第二条 職員の任用に関する規則(昭和二十七年石川県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改める。

第一条第二項を削る。

第二条を次のように改める。

(任命権者)

第二条 この規則において任命権者とは、特別の定めがある場合を除くほか、法第六条第二項の規定により任命権者からその権限の一部を委任された者を含むものとする。

「第二章 競争試験」を「第二章 採用試験」に改める。

第四条の二の見出しを「採用試験による採用」に改め、同条第一項中「又は昇任」を削り、「競争試験」を「採用試験」に改め、同条第二項中「競争試験」を「採用試験」に改める。

第四条の三の見出し中「競争試験」を「採用試験」に改め、同条中「競争試験」を「採用試験」に、「有する職務遂行の能力を総体的に」を「当該採用試験に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る職についての適性を有するかどうかを正確に」に改め、「の各号」を削り、「あわせ」を「併せ」に改め、同条第七号を削り、同条第八号中「職務遂行能力」を「当該採用試験に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る職についての適性を有するかどうか」に改め、同号を同条第七号とする。

第五条第四号中「職と」の下に「職務の複雑及び責任の度が」を加え、同条第五号中「競争試験」を「採用試験」に、「当該任用候補者名簿」を「採用候補者名簿（法第二十一条第一項に規定する採用候補者名簿をいう。以下「名簿」という。）」に、「競争試験と」を「採用試験に係る職と職務の複雑及び責任の度が」に改め、同条第六号中「職と」の下に「職務の複雑及び責任の度が」を加え、同条第八号中「競争試験」を「採用試験」に、「職務の遂行能力」を「採用しようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該採用しようとする職についての適性を有するかどうか」に改め、同条第九号中「前八号」を「前各号」に、「外」を「ほか」に、「競争試験」を「採用試験」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第八号の次に次の二号を加える。

九 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第五十号）第六条第一項又は第十八条第一項の規定により任期を定めて採用された者をもつて補充しようとする職

十 石川県職員等の修学部分休業等に関する条例（平成十七年石川県条例第七号）第十七条第一項の規定により任期を定めて採用された者をもつて補充しようとする職

第六条の見出し中「ことができる」を削り、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

法第二十一条の四第一項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職とし、当該職への昇任は、選考により行うものとする。

第六条第三号中「競争試験」を「採用試験」に、「当該採用候補者名簿」を「名簿」に改め、「職と」の下に「職務の複雑及び責任の度が」を加え、同条第四号中「職と」の下に「職務の複雑及び責任の度が」を加え、同条第五号中「競争試験を行っても十分な競争者が得られないと人事委員会が認める職又は」を削り、「職務の遂行能力」を「任命しようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする職についての適性を有するかどうか」に改め、同条第六号を削る。

第十条中「の当該職の職務遂行の能力の有無を選考の基準に適合しているかどうかに基づいて」を「が当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を有するかどうかを正確に」に改める。

第四章の章名中「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

第十四条中「左の各号」を「次」に改め、「それぞれ人事委員会の承認を得て」を削り、「その承認」を「人事委員会の承認」に改め、同条第三号中「任用候補者」を「採用候補者」に、「任用の」を「採用の」に改める。

「第五章 任用候補者名簿」を「第五章 採用候補者名簿」に改める。

第十六条第一項中「任用候補者名簿（以下「及び」という。）」を削り、「あわせ」を「併せ」に改め、同条第三項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第十七条第二項を削る。

第十七条の二（見出しを含む）中「任用候補者」を「採用候補者」に改める。

第十八条の前の見出し中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同条中「任用候補者が左の各号の一に」を「採用候補者が次のいずれかに」に改め、同条第一号中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第三号中「任用」を「採用」に改める。

第十九条中「任用候補者が左の各号の一に」を「採用候補者が次のいずれかに」に改め、同条第一号中「競争試験」を「採用試験」に改め、同条第二号中「受験」を「採用試験の受験」に、「競争試験」を「採用試験」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「任用」を「採用」に、「一に」を「いずれにも」に改め、同条中同号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第二十条の見出し中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同条中「左の各号」を「次」に、「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同条第一号及び第四号中「名簿に」を「当該名簿に」に改める。

第二十一条中「任用候補者」を「採用候補者」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第二十二条中「左の各号」を「次」に改め、同条第二号中「任用候補者」を「採用候補者」に改める。

第二十三条の見出し中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同条中「任命しよう」を「採用しよう」に、「採用については採用候補者名簿からの、昇任については昇任候補者名簿からの任用候補者」を「名簿からの採用候補者」に改める。

第二十四条の見出し中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同条第一項中「任用候補者」を「採用候補者」に、「任用すべき」を「採用すべき」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「こえて」を「超えて」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「職務遂行の能力」を「属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該職についての適性」に、「且つ」を「かつ」に、「提示数を」を「提示数に」に改め、同条第

三項中「職務遂行の能力」を「属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該職についての適性」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第二十五条の見出し中「任用候補者」を「採用候補者」に改める。

第二十六条の見出しを「(採用候補者の付加提示)」に改め、同条中「任用候補者」を「採用候補者」に、「第二十九条但書」を「第二十九条ただし書」に、「任用を」を「採用を」に、「当該任用」を「当該採用」に、「職務遂行の能力」を「属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該職についての適性」に、「且つ」を「かつ」に、「附加して」を「付加して」に改める。

第二十七条の見出し中「任用」を「採用」に改め、同条第一項中「任用候補者」を「採用候補者」に、「任用を」を「採用を」に改め、同条第二項中「届」を「届出」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三項中「届」を「届出」に、「任用候補者」を「採用候補者」に改める。

第二十八条の見出しを「採用の辞退による採用候補者の提示の延期」に改め、同条中「届」を「届出」に、「左の各号の一に」を「次のいずれかに」に改め、「できるまで」の下に、「前条第三項の規定にかかわらず」を加え、「当該任用候補者」を「当該採用候補者」に改め、同条第一号中「又は」を「、又は」に改め、同条第二号中「任用される」を「採用される」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第三号中「任用候補者」を「採用候補者」に、「異つて」を「異なつて」に改める。

第二十九条本文中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「への任用」を「への採用」に、「任用候補者」を「採用候補者」に改める。

第三十一条の見出し中「任用」を「採用」に改め、同条第一項中「任命する」を「採用する」に、「当該任用」を「当該採用」に、「任用候補者」を「採用候補者」に、「採用し、又は昇任させる」を「採用する」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「採用候補者名簿」を「名簿」に改め、「第二十三条及び前項」を削る。

(石川県人事委員会事務局組織及び執務に関する規則の一部改正)

第三条 石川県人事委員会事務局組織及び執務に関する規則(昭和二十九年石川県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第十一号中「競争試験」を「採用試験」に改め、同条第十三号を次のように改める。

十三 職員の人事評価に関する研究に関すること。

第四条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、第十四号の前に次の一号を加える。

十三 職員の退職管理に関すること。

(一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部改正)

第四条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

目次中「級別標準職務」を「等級別基準職務分類」に改める。

第一条第八号中「競争試験」を「採用試験」に改める。

第二章第一節を次のように改める。

第一節 等級別基準職務分類

第四条 条例第三条第三項の人事委員会規則で定める職務は、別表第二に定める職の職務とする。

別表第二を次のように改める。

別表第2 (第4条関係) 等級別基準職務分類表

イ 行政職給料表等級別基準職務分類表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
組織 知事の事務部局			政策調整員 主任主計員 主任企画員	課長補佐 室次長 政策調整員 主任主計員 主任企画員 機関長 副機関長	担当課長 室長 室次長 次席政策調整員 船長	危機管理監付課長 企画振興部課長 上席政策調整員 課参事 所長 室長 室次長 分室長	少子化対策監 出納室長 室長 室次長	危機管理監室次長	危機管理監 参事 技監
自治研修センター					次長 准教授		所長		
東京事務所			係長	係長	課長	次長	所長		
県税事務所				担当課長 係長	次長 課長	所長			
県総合事務所				担当課長	担当課長 次長 部次長 課長 担当課長	次長 部長	所長 部長		所長
消防学校					教頭	校長			
美術館					課長				
歴史博物館					課長 担当課長				
白山ろく民俗資料館				副館長					
能楽堂					副館長				
石川四高記念文化交流館					課長				



産業技術専門校					校長 副校長 課長	校長			
石川障害者職業能力開発校					副校長 課長 担当課長	校長			
農林総合事務所					次長 部長 副部長 室長 課長 担当課長 工事管理担当課長	所長 農林事務所長 次長 部長 室長	所長		
農林総合研究センター					室長 課長 担当課長 担当課長	次長 中央普及支援センター長 室長			
家畜保健衛生所									
水産総合センター					部長 課長				
土木総合事務所					次長 企画調整担当次長 地域調整担当次長 工事管理専門官 課長 担当課長	次長 土木事務所長 工事管理専門官	所長		所長
ダム管理事務所					所長 担当課長				
安原・高橋川工事事務所					次長 課長 担当課長	所長			



生涯学習センター					館長				
図書館	司書		司書主査	副館長 担当課長	館長				
輪島漆芸技術研修所				担当課長	館長				
金沢城調査研究所				次長 課長	所長				
高等学校			事務長	副所長 担当課長					
特別支援学校			事務長	事務長					
共通	主事 技師								
市町立の小学校、中学校及び義務教育学校	主事		事務主査	事務長 事務主査					

ロ 公安職給料表等級別基準職務分類表

組織	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
警察 本部			分隊長 主任	係長 小隊長 分隊長	課長補佐 小隊長 分隊長 巡査長	副隊長 中隊長 通信指令官 検視官	管理官 調査官 副隊長 分駐隊長 通信指令官 検視官 係長	隊長 上席管理官 管理官		首席参事官
	警察署		主任	係長	課長 所長 巡査長	課長 所長	副署長 刑事官 地域官 地域交通官 交通官 庁舎所長 課長	副署長		



白山自然保護センター				研究主幹	次長 九谷焼技術センター所長 部長 副部長
工業試験場			主任研究員 研究員	部長 担当部長 副部長 室長 研究主幹	
九谷焼技術研修所			主任研究員	課長	
農林総合研究センター			主任研究員	能登畜産センター所長 部長 室長 研究主幹	所長 場長 次長 副場長 部長
水産総合センター			内水面水産センター所長 事業所長	部長 研究主幹	所長 次長 部長
共通		技師 学芸員			
警察本部		研究助手	主任研究員 専門研究員 研究員	管理官 主任研究員	所長

ホ 医療職給料表 (一) 等級別基準職務分類表

組織	職務の級			
	1 級	2 級	3 級	4 級
知事本庁の事務部局		専門員	室次長	部長 部次長 課長 部長 次長
県総合事務所				部長 次長
リハビリテーションセンター				校長
総合看護専門学校				校長



教育 特別支援学校 委員会				主任技師	主幹 専門員	
市町立の小学校、中学校 及び義務教育学校	技師				主任技師	
ト 医療職給料表 (三) 等級別基準職務分類表						
組織	職務の級					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
知事 の本 事務 局					主幹 主任技師 課長 担当課長 主幹 担当課長	
保健福祉センター				専門員	担当課長 主幹 主任技師 担当課長	課長
リハビリテーション センター						
こころの健康セン ター					担当課長 主任技師	課長
中央病院				看護師長 主任専門員 主査	室次長	看護師長
高松病院				主査	課長補佐	看護師長
総合看護専門学校					課長 教務主任 教務主査 主任技師	副校長
共通		技師				
警察 本部				係長	課長補佐	

別記第六号の四様式中「**禁**」を「**禁**」に改める。

(石川県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部改正)

第五条 石川県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則(昭和二十九年石川県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「**任用候補者名簿**」を「**採用候補者名簿**」に改め、同条第三号中「**任用候補者**」を「**採用候補者**」に改める。

(石川県職員 of 分限に関する手続及び効果に関する規則の一部改正)

第六条 石川県職員 of 分限に関する手続及び効果に関する規則(昭和四十六年石川県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「**第五条**」を「**第八条**」に改める。

(一般職 of 任期付研究員及び任期付職員 of 採用等に関する規則の一部改正)

第七条 一般職 of 任期付研究員及び任期付職員 of 採用等に関する規則(平成十七年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「**号給は、その者の知識経験等の度、その者が従事する研究業務の困難及び重要な度等に応じて、次の各号に定める号給に決定するものとする。この場合において、**」を「**号給を**」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「**号給は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める号給に決定するものとする。この場合において、**」を「**号給を**」に改め、同項各号及び同条第三項を削る。

(教育長の営利企業等の従事制限に関する人事委員会規則の一部改正)

第八条 教育長の営利企業等の従事制限に関する人事委員会規則(平成二十七年石川県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

教育長の営利企業への従事等の制限に関する規則

第一条中「**営利企業等の従事制限**」を「**営利企業(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十八条第一項に規定する営利企業をいう)への従事等の制限**」に改める。

第二条中「**営利企業等の従事制限に関する人事委員会規則**」を「**営利企業への従事等の制限に関する規則**」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則 of 施行前に第二条 of 規定による改正前の職員 of 任用に関する規則(これに基づき人事委員会 of 定めを含む。) of 規定によつてした又はすべき手続、通知その他の行為であつて、第二条 of 規定による改正後の職員 of 任用に関する規則(これに基づき人事委員会 of 定めを含む。以下「**新規則等**」という。) of 規定に相当 of 規定があるものは、他の人事委員会規則(これらに基づき人事委員会 of 定めを含む。)に別段 of 定めのあるものを除き、**新規則等** of 相当 of 規定によつてした又はすべき手続、通知その他の行為とみなす。

行政不服審査法 of 施行に伴う関係規則 of 整備に関する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石 川 県 人 事 委 員 会

#### 石川県人事委員会規則第四号

行政不服審査法 of 施行に伴う関係規則 of 整備に関する規則

(石川県職員 of 退職手当に関する規則の一部改正)

第一条 石川県職員 of 退職手当に関する規則(昭和二十九年石川県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別記第二十二号様式(表)中「**不届申はへ**」を「**離職請求**」に改め、「、行政不服審査法 of 規定により」を削り、「**60日**」を「**3箇月**」に改め、「**又は決定**」を削り、同様式(裏)注意事項1中「**不届申立て**」を「**離職請求**」に改める。

別記第二十三号様式(表)中「**不届申はへ**」を「**離職請求**」に改め、「、行政不服審査法 of 規定により」を削り、「**60日**」を「**3箇月**」に改め、「**又は決定**」を削り、同様式(裏)注意事項1中「**不届申立て**」を「**離職請求**」に改める。

別記第二十四号様式(表)中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「、行政不服審査法の規定により」を削り、「60日」を「3箇月」に改め、「又は決定」を削り、同様式(裏)中「禁錮」を「禁固」に改め、同様式(裏)注意事項1中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記第二十五号様式(表)中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「、行政不服審査法の規定により」を削り、「60日」を「3箇月」に改め、「又は決定」を削り、同様式(裏)中「禁錮」を「禁固」に改め、同様式(裏)注意事項1中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記第二十六号様式(表)中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「、行政不服審査法の規定により」を削り、「60日」を「3箇月」に改め、「又は決定」を削り、同様式(裏)中「禁錮」を「禁固」に改め、同様式(裏)注意事項1中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記第二十七号様式(表)中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「、行政不服審査法の規定により」を削り、「60日」を「3箇月」に改め、「又は決定」を削り、同様式(裏)注意事項1中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記第二十八号様式(表)中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「、行政不服審査法の規定により」を削り、「60日」を「3箇月」に改め、「又は決定」を削り、同様式(裏)注意事項1中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記第二十九号様式(表)中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「、行政不服審査法の規定により」を削り、「60日」を「3箇月」に改め、「又は決定」を削り、同様式(裏)注意事項1中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記第三十一号様式(表)中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「、行政不服審査法の規定により」を削り、「60日」を「3箇月」に改め、「又は決定」を削り、同様式(裏)注意事項1中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記第三十二号様式(表)中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「、行政不服審査法の規定により」を削り、「60日」を「3箇月」に改め、「又は決定」を削り、同様式(裏)注意事項1中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正)

第二条 職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和三十年石川県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

本則中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に改め、本則第三号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部改正)

第三条 不利益処分についての不服申立てに関する規則(昭和三十一年石川県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

不利益処分についての審査請求に関する規則

第一条中「又は異議申立て(以下「不服申立て」という。)」を削る。

第二条第一項中「又は異議申立人(以下「不服申立人」という。)」を削り、同条第二項中「、異議申立てをする者を異議申立人と」を削り、「行なつた」を「行つた」に改める。

第三条第二項中「円滑迅速」を「円滑かつ迅速」に改める。

第四条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「行なつた」を「行つた」に改める。

「第二節 不服申立」を「第二節 審査請求」に改める。

第五条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は異議申立書(以下「不服申立書」という。)」を削り、同条第二項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第九号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第三項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「写」を「写し」に改め、同条第四項中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第五項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第六条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を

「審査請求」に改め、同条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第五項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第七条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第七条の二第一項及び第二項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項ただし書中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第四項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第八条第一項及び第二項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第七項中「何時でも」を「いつでも」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第八項及び第十項中「左の各号」を「次」に改め、同条第十二項中「写の」を「写しの」に、「左の各号」を「次」に改め、同項各号中「写」を「写し」に改める。

第九条第三項中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第七項中「且つ」を「かつ」に改める。

第十条の見出しを「(審査請求の取下げ)」に改め、同条第二項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「又は決定(以下「判定」という。)」を削り、「何時でも、不服申立て」を「いつでも、審査請求」に改め、同条第一項及び第三項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十一条第一項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「因り」を「より」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十二条の見出しを「(裁決)」に改め、同条第一項中「基いて、すみやかに判定」を「基づいて、速やかに裁決」に改め、「又は決定書(以下「判定書」という。)」を削り、同条第二項中「判定書」を「裁決書」に、「左の各号」を「次」に改め、同項第一号及び第三号中「判定」を「裁決」に改め、同条第三項中「判定書の写」を「裁決書の写し」に、「判定に」を「裁決に」に改める。

第十三条の見出し中「判定」を「裁決」に改め、同条中「判定」を「裁決」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第十四条第一項中「左の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改め、同項第一号中「判定」を「裁決」に改め、同項第二号中「且つ」を「かつ」に改め、同項第三号及び同条第二項中「判定」を「裁決」に改め、同条第四項中「左の各号」を「次」に改め、同項第二号中「判定」を「裁決」に改める。

第十八条第一項中「基いて」を「基づいて」に、「判定」を「裁決」に、「かえて」を「代えて」に改める。

第二十条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(石川県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部改正)

第四条 石川県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則(昭和二十九年石川県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二十七号中「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に、「不服申立規則」を「審査請求規則」に改め、同条第二十八号中「不服申立規則」を「審査請求規則」に改める。

(石川県人事委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正)

第五条 石川県人事委員会が管理する公文書の公開等に関する規則(平成十三年石川県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号から別記様式第六号までの規定中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

別記様式第十一号注意1中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日以内」を「3箇月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同様式注意2中「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

別記様式第十二号中「公開決定等」を「(公開決定等  
公開請求に係る不作為)」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(石川県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部改正)

第六条 石川県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十五年石川県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第四号から別記様式第七号までの規定中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「被害を」を「被害の」に、「しめます。」を「となりします。」に、

「対する決定」を「対する裁決」に改める。

別記様式第十三号注意1中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日以内に」を「3箇月以内に、」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同様式注意2中「被告を」を「被告の」に、「します。）」を「となります。）」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め、同様式備考中「被告を」を「被告の」に、「します。）」を「となります。）」に改める。

別記様式第十六号及び別記様式第二十一号中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「被告を」を「被告の」に、「します。）」を「となります。）」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

別記様式第二十五号中「開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等に」を

「( 開示決定等  
訂正決定等  
利用停止決定等  
開示請求に係る不作為  
訂正請求に係る不作為  
利用停止請求に係る不作為 ) に」

に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(職員の苦情相談に関する規則の一部改正)

第七条 職員苦情相談に関する規則(平成十七年石川県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「法第四十九条の二第一項に規定する不服申立て、」を削り、「及び」を「並びに法第四十九条の二第一項並びに」に、「第五十一条」を「第五十一条第一項及び第二項」に改める。

第四条第三項中「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に、「不服申立書」を「審査請求書」に、「第五十一条第五項の規定により適用される行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第二十二條第一項」を「第五十一条第一項若しくは第二項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前にされた不利益処分に係る不服申立てについては、第二条の規定による改正後の職務に専念する義務の特例に関する規則、第三条の規定による改正後の不利益処分についての審査請求に関する規則及び第七条の規定による改正後の職員苦情相談に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川 県 人 事 委 員 会

石川 県 人 事 委 員 会 規 則 第 五 号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第五十七条の四の十二第三項第一号中「六千円」を「八千円」に改め、同項第二号中「一万三千円」を「一万六千円」に改め、同項第三号中「二万円」を「二万四千円」に改め、同項第四号中「二万六千円」を「三万二千円」に改め、同項第五号中「三万三千円」を「四万円」に改め、同項第六号中「三万八千円」を「四万六千円」に改め、同項第七号中「四万三千円」を「五万二千円」に改め、同項第八号中「四万八千円」を「五万八千円」に改め、同項第九号中「五万三千円」を「六万四千円」に改め、同項第十号中「五万八千円」を「七万円」に改める。

第六十二条の二第二項第二号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第七十一条第一号中「百分の百七十」を「百分の百六十」に、「百分の二百十」を「百分の二百」に改め、同条第一号中「百分の八十」を「百分の七十五」に、「百分の百」を「百分の九十五」に改める。

別表第一教育職給料表(一)の項及び医療職給料表(一)の項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

別表第四の4の項(1)中「中学校」の次に「義務教育学校」を加える。

別表第六の備考第四項中「又は」を「若しくは」に、「課税を」を「課税又は標準若しくは課税に課する課税(標準4年分のみに課税)を」に改める。

別表第九保育専門学園の項中「保育士」を「保育教諭」に改め、同表市町立の小学校及び中学校の項中「及び中学

校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

別表第十市町立の小学校及び中学校の部中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、同表備考第五項中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、同表備考第六項第三号中「小学校」の下に「及び義務教育学校の前期課程」を加え、同項第四号中「中学校」の下に「及び義務教育学校の後期課程」を加える。

別表第十七中	医王山小学校	金沢市	準へき地	を	有磯小学校	七尾市	特別地	に、	
	医王山中学校	金沢市	準へき地						
	有磯小学校	七尾市	特別地						
西部小学校 大谷中学校	珠洲市	一	級	を	大谷小中学校	珠洲市	一	級	に改める。

別記第六号の二様式一号紙裏面記入上の注意8中「時又は」を「時、再任用やびれた時又は」に改め、「適用」の次に「、再任用」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第六の備考の改正規定及び別記第六号の二様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてへき地手当の支給を受けていた職員で施行日においてへき地手当の支給を受けないこととなるものについては、施行日以後当該職員が施行日の前日に勤務していた学校に引き続き勤務する場合においては、施行日以後、施行日前のへき地手当の月額に相当する額のへき地手当を支給する。
- 3 施行日の前日においてへき地等学校として指定されていた学校で施行日においてへき地等学校として指定されないこととなるものは、施行日の前日に当該学校に勤務する職員で施行日以後当該学校に引き続き勤務することとなるものに係るへき地手当に準ずる手当の支給については、へき地等学校とみなす。この場合において、へき地手当に準ずる手当の月額の算定は、施行日の前日における給料及び扶養手当の月額の合計額を基礎として、行うものとする。

石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第六号

石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第八号及び別表第二第八号中「養育する中学校就学の始期に達するまでの子」を「配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会が定める者」に、「その子の世話又は」を「これらの者の世話又は中学校就学の始期に達するまでの子の」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

石川県職員の退職管理に関する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第七号

石川県職員の退職管理に関する規則

## (趣旨)

第一条 この規則は、地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第三十八条の二及び第六十条第四号から第七号まで並びに石川県職員の退職管理に関する条例(平成二十八年石川県条例第五号。以下「条例」という。)第三条の規定により、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

## (離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第二条 法第三十八条の二第一項の離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者(同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。)が離職前五年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員(同項に規定する役職員をいう。以下同じ。)が属する執行機関の組織等(同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。)(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

## (子法人)

第三条 法第三十八条の二第一項の国家公務員法(昭和三十二年法律第二百十号)第六六条の二第一項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものは、一の営利企業等(法第三十八条の二第一項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。)が株主等(株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。)の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

## (退職手当通算法人)

第四条 法第三十八条の二第二項の人事委員会規則で定める法人は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人及び国家公務員退職手当法(昭和三十八年法律第八十二号)第七条の二第一項に規定する公庫等とする。

## (退職手当通算予定職員)

第五条 法第三十八条の二第三項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に石川県職員退職手当条例(昭和三十九年石川県条例第五号)の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

## (内部組織の長に準ずる職)

第六条 法第三十八条の二第四項の地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第一百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- 一 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号。以下「給与規則」という。)第五十二条第二項の規定による管理職手当の区分が一種の職(石川県部制条例(昭和三十七年石川県条例第三十九号)第二条に規定する部の部長を除く。)
- 二 石川県企業職員の給与に関する規程(昭和三十二年石川県電気事業管理規程第四号。以下「企業職員給与規程」という。)第三条の規定による管理職手当の区分が一種の職
- 三 警察法(昭和三十九年法律第六十二号)第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官の職

## (内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第七条 法第三十八条の二第四項の地方自治法第一百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職(以下この条において「内部組織の長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の五年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

## (在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第八条 法第三十八条の二第五項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委

員会規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務）

第九条 法第三十八条の二第六項第一号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものは、第四条に規定する法人が行う業務とする。

（行政庁等への権利行使等に類する場合）

第十条 法第三十八条の二第六項第二号の人事委員会規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと料るときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

（再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第十一条 法第三十八条の二第六項第六号の人事委員会規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものを受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

（再就職者による依頼等の承認の手続）

第十二条 法第三十八条の二第六項第六号の承認（以下この条において「依頼等の承認」という。）を得ようとする再就職者は、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を任命権者に提出しなければならない。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 離職時の職
- 四 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称
- 五 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容
- 六 離職前五年間（再就職者が法第三十八条の二第四項に規定する職（第十四条各号に掲げる職を含む。）の在職状況及び職務内容
- 七 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職又は地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の役員の職及びその職務内容
- 八 当該依頼等の承認の申請に係る法第三十八条の二第六項第六号の要求又は依頼の対象となる契約等事務（同条第一項に規定する契約等事務をいう。）
- 九 当該依頼等の承認の申請に係る法第三十八条の二第六項第六号の要求又は依頼の内容
- 十 その他参考となるべき事項

（再就職者による依頼等の届出の手続）

第十三条 法第三十八条の二第七項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼（以下この条において「依頼等」という。）を受けた後遅滞なく、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を人事委員会に提出して行うものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 職
- 四 依頼等をした再就職者の氏名
- 五 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位
- 六 依頼等が行われた日時
- 七 依頼等の内容

（部長又は課長に相当する職）

第十四条 法第三十八条の二第八項の国家行政組織法（昭和二十二年法律第二十号）第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- 一 給与規則第五十二条第二項の規定による管理職手当の区分が二種又は三種の職
- 二 企業職員給与規程第三条の規定による管理職手当の区分が二種又は三種の職
- 三 給与規則第五十二条第二項の規定による管理職手当の区分が四種又は五種である職のうち県立の中学校、高等

学校又は特別支援学校の校長の職

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第十五条 法第三十八条の二第八項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職(以下この条において「部課長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の五年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第十六条 法第六十条第四号の離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第二条に定めるものとする。

(内部組織の長に準ずる職)

第十七条 法第六十条第五号の地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものは、第六条に定めるものとする。

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第十八条 法第六十条第五号の地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第七条に定めるものとする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第十九条 法第六十条第六号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第八条に定めるものとする。

(部長又は課長に相当する職)

第二十条 法第六十条第七号の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、第十四条に定めるものとする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第二十一条 法第六十条第七号の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第十五条に定めるものとする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第二十二条 条例第三条の管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職員が就いている職とする。

- 一 給与規則第五十三条第二項の規定による管理職手当の区分が一種、二種又は三種の職
- 二 企業職員給与規程第三条の規定による管理職手当の区分が一種、二種又は三種の職
- 三 給与規則第五十三条第二項の規定による管理職手当の区分が四種又は五種である職のうち県立の中学校、高等学校又は特別支援学校の校長の職

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第二十三条 条例第三条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員(以下この号において「地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合
- 二 法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により職員として採用された場合
- 三 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であつて、人事委員会が定める額以下の報酬を得る場合

(任命権者への再就職の届出)

第二十四条 条例第三条の規定による届出をしようとする者は、人事委員会が定める様式に従い、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届出をしなければならない。

2 条例第三条の人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名
- 二 離職時の所属
- 三 離職時の職

- 四 離職日
- 五 再就職日
- 六 再就職先の名称
- 七 再就職先の所在地
- 八 再就職先における役職名

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

#### 石川県人事委員会訓令第1号

石川県人事委員会事務局

石川県人事委員会事務局文書取扱規程(平成5年石川県人事委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

平成28年3月25日

石 川 県 人 事 委 員 会

第10条第2項第2号中「不服申立書」を「審査請求書」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

#### 石川県人事委員会告示第2号

不利益処分についての不服申立てに関する規程(昭和42年石川県人事委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

平成28年3月25日

石 川 県 人 事 委 員 会

題名を次のように改める。

不利益処分についての審査請求に関する規程

第1条中「不利益処分についての不服申立てに関する規程」を「不利益処分についての審査請求に関する規程」に、「不服申立ての」を「審査請求の」に改める。

第3条の見出しを「(審査請求書等)」に改め、同条第1項中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第2項中「不服申立書の記載事項変更」を「審査請求書に記載した事項の変更」に改める。

第18条の見出しを「(審査請求取付書)」に改め、同条中「不服申立取付書」を「審査請求取付書」に改める。

第20条の見出しを「(救済書)」に改め、同条中「取付書」を「救済書」に改める。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「行なつた」を「行つた」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第3号中「不服申立書」を「審査請求書」に、「申立人氏名」を「請求人氏名」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

別記様式第4号中「不服申立書記載事項変更届」を「審査請求書記載事項変更届」に、「申立人氏名」を「請求人氏名」に、「不服申立書の」を「審査請求書の」に、「行なつた」を「行つた」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第5号中「不服申立人名」を「審査請求人名」に、「不服申立書」を「審査請求書」に、「行なつた」を「行つた」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第6号中「不服申立人名」を「審査請求人名」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

別記様式第7号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人氏名」を「審査請求人氏名」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

別記様式第8号中「不服申立人名」を「審査請求人名」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

別記様式第9号中「審査併合申立書」を「審査併合申請書」に、「申立人」を「申請人」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「申立理由」を「申請理由」に改める。

別記様式第10号及び別記様式第11号中「不服申立人名」を「審査請求人名」に、「不服申立て受理年月日」を「審査請求受理年月日」に改める。

別記様式第12号中「不服申立人氏名」を「審査請求人氏名」に、「不服申立て受理年月日」を「審査請求受理年月日」に、「行なつた」を「行つた」に、「の不服申立て」を「の審査請求」に改める。

別記様式第13号中「不服申立人氏名」を「審査請求人氏名」に、「行なつた」を「行つた」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第14号及び別記様式第15号中「行なつた」を「行つた」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第16号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「行なつた」を「行つた」に、「不服申立て事案」を「審査請求事案」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

別記様式第18号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「行なつた」を「行つた」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「金沢市広坂2丁目1番1号」を「金沢市鞍月1丁目1番地」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

別記様式第19号中「行なつた」を「行つた」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第20号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「行なつた」を「行つた」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「金沢市広坂2丁目1番1号」を「金沢市鞍月1丁目1番地」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

別記様式第21号中「行なつた」を「行つた」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人側」を「審査請求人側」に改める。

別記様式第22号中「不服申立人名」を「審査請求人名」に、「行なつた」を「行つた」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第23号及び別記様式第24号中「不服申立人所属」を「審査請求人所属」に、「行なつた」を「行つた」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第25号中「不服申立て取下書」を「審査請求取下書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「行なつた」を「行つた」に、「の不服申立て」を「の審査請求」に改める。

別記様式第26号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「行なつた」を「行つた」に、「不服申立て事案」を「審査請求事案」に改める。

別記様式第27号中「(決定書)」を削り、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「(決定)」を削り、「行なつた」を「行つた」に改める。

別記様式第28号中「不服申立人所属」を「審査請求人所属」に、「行なつた」を「行つた」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

別記様式第29号中「行なつた」を「行つた」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「(決定)」及び「(決定書)」を削る。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

### 石川県人事委員会告示第3号

勤務条件に関する措置の要求に関する規程(昭和46年石川県人事委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

平成28年3月25日

石 川 県 人 事 委 員 会

第5条中「~~長官の職責を履行するに必要とする職掌~~」を「~~長官の職責を履行するに必要とする職務~~」に改める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。